

第3回 伊勢市宿泊税検討委員会 議事概要

日時	2024年12月27日(金) 13時00分~14時30分
場所	伊勢市役所本庁舎東館5階 5-3、5-4 会議室

	名前	所属
委員長	板井 正齊	皇學館大学 教授
副委員長	小川 直樹	公益財団法人日本交通公社 観光研究部 主任研究員
委員	篠崎 元宏	伊勢旅館組合 理事
	覚田 満里	伊勢旅館組合 理事
	五十子 智	二見町旅館組合 組合長
	濱千代 裕章 (欠)	二見町旅館組合 副組合長
	出口 康司	伊勢二見浦民宿組合 組合長
	木場 渚	株式会社日本旅行 津支店 支店長
	中村 基記	公益社団法人伊勢市観光協会 理事
	福田 津代志	伊勢商工会議所 地域振興課

配布資料	<ul style="list-style-type: none">・ 事項書・ 委員名簿、座席表・ 資料1：説明資料
------	---

司会） 本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから宿泊税検討委員会を開催したいと思います。

委員長） 年末のお忙しいなか、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は委員 10 名のうち 9 名ご出席をいただいております。出席が過半数を満たしておりますことから、本委員会は有効に成立しておりますことを、ご報告をさせていただきます。

本日の委員会では、前回のふりかえり、引き続きの検討事項に関する意見交換のほか、事務局より提案される使用用途の方向性や税制案についても検討委員会としての意見を整理し、次回の検討委員会につなげていきたいと思っております。限られた時間ではございますが、様々な意見を頂戴できればと思っております。会議終了は 14 時半を予定しております。進行にご協力くださいますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、事項書の 2 議事に進みたいと思っております。まず、事項書 2 の（1）から（4）について、事務局より説明をお願いいたします。

（略）

委員長） 引き続きの検討事項につきましては資料を補足してご説明があり、論点を整理いただきました。特に本日は、宿泊税の目的・用途、税率、課税免除・免税点について整理をさせていただきました。我々に課せられた使命は答申案の作成ということになります。委員会から市への答申の後の流れは市が条例案を作成することとなりますが、まずはどのような税制が伊勢市にとってよいか、ということをご答申案でまとめられればと思っております。この後、委員の皆さまから意見を賜りたいと思っておりますが、副委員長から他市町の事例も含めて、先ほどの説明のポイントや補足等があればお願いいたします。

副委員長） 報道等でご存じと思いますが、高山市や下呂市で条例が可決され、全国的にも宿泊税導入に向けた動きが広がりつつあるなか、宮城県や仙台市では条例が可決されたものの、反対意見も多いといったことも見聞きしています。そのなかで、宿泊事業者や宿泊者の皆さんの納得感があるような形で徴収して、宿泊客がメリットを感じられる形で使っていくことが大事と思っています。まず用途については、事務局からの説明にもあったとおり、伊勢市は 20 年に一度の神宮式年遷宮に向けて市街地整備が進む、そこで予算的にも動くという全国的にも珍しい仕組みがずっと続いてきた特徴があります。資料 22 ページ目の用途のなかで、災害発生や大規模イベント、催事準備とあるように、災害やコロナのようなイレギュラーなことに対する備えを宿泊税の税収で賄えればと思っております。一方で行政の予算は単年度予算で予算は議会の議決を受けてから使わなければならず、観光面の予算の使い方と相性が悪いようにも思います。必要な時に使えるお金が貯まっているように、鳥羽市は入湯税を基金化しており、宿泊税も基金化する方向と聞いています。伊勢市も基金化して必要な時に基金から使っていくようにすると、20 年に一度のご遷宮の時や災害、コロナのようなイレギュラーが起こった時にも対応できると思うので、その部分もご検討いただければと思っております。また使い方を決めていくにあたり、ガバナンスの体制が非常に重要と思っています。広い意味で観光と捉えてしまって、観光と直接関係ないことで多く使ってしまう一般財源化してしまう恐れもあると思っております。第三者委員会のような組織を作ってモニタリングをして、観光振興基本計画に位置づいている事業に使われていることをチェックする体制を作ることも重要であると思っています。税制の部分については、メリット・デメリットや他市町の検討事例もあり、また前回も定率や段階式の定額はどうか、という議論があったと理解していますが、まずは初めての導入ということで、一人一

泊 200 円という提案になったかと思います。一律定額の場合、高価格帯の宿になればなるほど、宿泊費に占める税率の割合は減っていきます。例えば 5,000 円の宿で 200 円は 4 %ですが、50,000 円の宿で 200 円は 0.4%となります。低価格帯の施設に泊まる宿泊客の負担が相対的に重くなる制度ではありますが、一方でわかりやすさ、宿泊事業者の事務負担的なところでも軽減されるメリットがある制度と思っています。高単価の施設の宿泊客から宿泊単価に応じた宿泊税を支払ってもらうことで税収も増えて理想と思いますが、まずは宿泊事業者様の負担を軽減し、理解をいただくために、一律 200 円の提示をいただいたと理解しています。また、見直し期間は原則 5 年と提示いただいているので、その中で意外とスムーズにいったとか、もう少し税収が必要だとか、ご理解が進んだところで、次の検討をいただければと思います。

委員長) はい。ありがとうございます。各委員のお立場からもうかがいでしょうか。論点は、3 つお示しております。宿泊税の目的・用途、税率、課税免除・免税点ということになります。いずれのポイントでも、それ以外の点でお気づきの点でも結構です。

委員) 第 2 回検討委員会のふりかえりも含めて聞かせていただき、導入に向けて前向きに議論を進めていくことについて、周辺の状況を含めても、異論はありません。提案の中で、一律定額 200 円とお示しをいただきました。特別徴収義務者である宿泊事業者が、負担のない形で導入いただくことでいいのではないかと思います。そのうえで、得た税収をどのように使うかが一番大事だと思っています。資料によると、年間 1.7 億円の税収が見込まれるが、目的税として一般の税収とは違ってくると思うので、将来的に一般財源化されることは絶対あってはいけないと思っています。観光に資する形の目的で使用することが大前提になると思います。そのうえで、お越しいただく方の利便性を高めていくということは大きな目的となると思うが、同時に、この地域がどのように観光を考えていくかという視点を持つことも非常に重要だと思っています。

令和 15 年の第 63 回神宮式年遷宮に向けて、年が明けると諸祭がはじまります。そのうえで、伊勢にどのようなお客さんに来てもらって、来ていただいたお客さんがどのような消費行動をしているかということデータを蓄積していく。さらに日本の人口が減少していく中、伊勢としてインバウンドなどを意識していく必要もあると思います。どのターゲット層にどのようなアクションを起こしていくかについてデータも蓄積しながら今後の観光戦略を考えていく必要があると思います。宿泊税という観光で得た税を、将来を考えていくうえでそういったものにも取り組んでいける使用目的が必要と思っています。加えて、11 月末から 12 月 13 日まで伊勢市や観光協会が連携して自動運転バスの実証実験をさせていただきました。このような新しい受入環境を整えていくという意味で、新しい技術なども大いに活用して、先行投資的にはなるが、誰にも来てもらいやすい観光地づくりにも、財源を充てていくことが必要ではないかと思っています。

委員) 用途の説明で、お金を貯めないといけないという意味だと思うが、大災害であれば、国などからの支援もあると思うので、わざわざ宿泊税の財源として使う必要がないのではないかと思います。また見直し期間については、5 年は長すぎるように思います。1 年ごとに見直してもいいのではないかと思います。事務手数料として特別報償金の 2.5%を出されていたと思いますが、宿泊事業者は高齢化が進んでいます。それであれば、伊勢は 3 %を見ますといった上乘せとか、高齢化や人材不足を助けるとか、宿泊税の始まりはそういう議論もあったと思います。そのあたりのことを制度内容で何も見ていただけないので、委員以外の宿泊事業者からも宿泊税に前向きな意見をもらうには、今の制度内容では厳しいとってしまいます。

委員長） ガバナンスの在り方の中には、適切な管理だけではなく、エビデンスをもとに将来的な戦略も見据えていくべきではないかとお指摘をいただきました。またスタートが一律定額 200 円であったとしても見直しについては、時期を見ながらタイミングを早くしてもいいのではないかと、使途の見直しなども含めて、タイミングを早めるべきではないかということでした。使途案については人材不足対策や後継者不足への対策も含んだイメージとの理解でよかったですでしょうか。

事務局） そのような意味も含んでおります。

委員長） 基金化の部分、災害発生のところが説明では大きくなってしまいましたが、意図としては、単年度予算ではなく、基金化して複数年にわたって事業に取り組むことを目的として含んでいるとの理解でよいでしょうか。

事務局） 事務局としてはそのような意味も含めて提案させていただきました。大規模災害が起きたら、国からの支援等もあるかと思いますが、例えば、伊勢市独自のキャンペーン、宿泊客増加につながるような施策をいち早く打ちたいとの思いから提案させていただきました。

委員長） 具体的な使用用途につきましては予算ありきの話になりますので検討委員会としての提案ということになりますので、ここに書いてあることが決定ではないということになりますが、答申案に含める部分として、説明資料 21 ページの使用用途の方向性が良いかということについてはご意見をいただきたいと思います。ここには明確に人材不足ということはありませんけれど、答申案にそのような文言を含めるかについても検討したいと思います。最後の「住んでよし、訪れてよし」は様々な要素が含まれている、という議論になってしまうかもしれませんが、議事録としても報告書としても人材不足対策ということも含めて記載するというところでよろしいでしょうか。

事務局） はい

委員長） 見直しやガバナンスの体制について、現時点の案についてご説明をいただけますでしょうか。

事務局） 観光の基本的な施策の方向性を示す計画として、伊勢市観光振興基本計画を策定しており、4 年ごとに見直す計画としています。また、この計画を策定する組織として、伊勢市の附属機関として条例で定めております、伊勢市観光振興基本計画推進委員会があります。また伊勢市観光振興基本計画推進委員会には部会として、計画の進捗を確認するための検証部会を設置することができます。こちらの部会では、毎年観光振興基本計画に基づいた事業がどのように行われたのか、またその結果、市内にどのような影響が起こったのかということを検証しながら 1 年間の観光の取組を検証しています。このような形で、計画検証とは別の部会、伊勢市宿泊税検証部会（仮称）（以下、「宿泊税検証部会」と略す）を設置し、計画に基づいた使用用途となっているのか、ということを外務委員も交えながら検証するような体制を考えているところです。

委員長） ありがとうございます。副委員長からは第三者委員会的なことでしたが、そのイメージに近いかと思います。

副委員長） 伊勢市観光振興基本計画推進委員会の部会である宿泊税検証部会でガバナンスを行うという理解で、承知いたしました。

委員) この宿泊税検証部会をもって、1年無事に何もなければ次年につなげるという意味合いでよいですね。

委員長) 制度内容の案には原則5年とありますので、これが答申案の中で反映されていきますと、原則5年にある程度のしぼりが出てくると思いますが、宿泊税検証部会が、1年目に開かれて、妥当なエビデンスを踏まえて2年目から税制を変えることが技術的に可能なのでしょうか。

事務局) 5年という原則になりますが、説明資料17ページの鳥羽市の例では、「原則5年ごとに見直し（社会情勢等の変化により問題が生じた場合は直ちに見直しが検討）」という文言を追記しています。

委員長) ありがとうございます。検討する場のご提案はいただいたところですが、それを踏まえてさらに答申案の中で、鳥羽市のような文言を加えることは検討の余地があるということですね。

委員) 柔軟な体制をもつていただくのであれば、加えるべきだと思います。正当に使われているか、ということに加えて、大阪や京都では税額の見直しも議論されている状況の中、伊勢市においても制度を見直す必要が生じた場合、宿泊税検証部会の中では見直しについて議論をしていただけると理解でよいですね。

委員長) 事務局からのご説明の中では、宿泊税検証部会の中で必要に応じて制度内容についての見直しも議論できるような答申内容にすることは可能と理解しています。一方で、税率を変える、徴収方法を変えるということも含めて、となりますと、条例の改正や総務省協議ということが出てきますが、現実的に翌年度から変更します。ということは可能なのでしょうか。

事務局) 条例や総務省との協議には準備や協議期間が必要となります。タイミングにもよりますが、全くできないということはないと思います。しかしながら、宿泊事業者や観光客に対しても一定の周知期間が必要となります。例えば今までは一律定額200円だったのが、パーセンテージに変わりますということは、旅行客に対しても、丁寧な周知が必要です。総務省協議等の中でも、周知期間を十分取っているかどうかは協議事項になるかもしれません。特別徴収をお願いする宿泊事業者にも、負担のお話をさせていただきましたが、複雑な制度になった場合には、事前に十分な勉強をする時間とか、システムの導入や改修が必要かどうか等の、懸念も出てこようかと思います。そういったことを総合的に判断しながら、どのタイミングで変えるのがいいかということを含めて相談をしていくことになると思います。併せて当然ながら条例に関しては市議会でも議論が出てくると思います。

委員長) 今のご説明を踏まえますと、原則5年ごとに見直しが、必ずしも5年でないと駄目だということではなく、見直しの検討は毎年度でも行うことができる。ただし、条例改正を含めてそれなりの時間が必要になってくるということです。直ちに見直しができる、というところは誤解を招いてはいけませんので、今のような理由を含めて、原則5年ごとに見直しではありますが、社会情勢等の変化により問題が生じた場合、できる限りの見直しをするということを含めてはどうかということになりますが、いかがでしょうか。

委員) 宿泊税検証部会について、この部会はどのような人選を想定しているのですか。

事務局）伊勢市観光振興基本計画推進委員会のメンバーは、観光協会、商工会議所はじめ、旅館組合も入っていただいています。あとはおはらい町会議であったり、外宮参道発展会、および交通事業者である近鉄、J R、三重交通など関係するメンバーで構成しております。それもふまえ、宿泊税検証部会ですので、宿泊事業者、宿泊に係る旅行組合代表者を始めとして、観光協会、商工会議所といった人選を想定しています。

委員長）検証の体制が必要なのではないかというのは、今日ご意見の中で出していただきまして、これまでの議論ではなかったとは思いますが、改めて事務局の方からご準備をいただいている範囲でお示しくださったと思います。部会を立ち上げることについては、条例で認められていたと思いますけれども、部会員の選出については推進委員会の委員でなければならないということではなかったように記憶していますがいかがでしょうか。

事務局）附属機関条例に基づいた組織構成となりますので、調べた上でお答えさせていただきたいと思います。

委員長）ここまでの議論を踏まえますと、使途のガバナンス体制や将来的戦略、見直しのタイミング等も含めると原則 5 年というところの文言については、答申案に鳥羽市のような柔軟な文言を加えるということまではよろしいでしょうか。また、その体制については、宿泊税検証部会を想定するということまではこの場で共有をさせていただきますが、あくまでも答申の中には含めるといことで、今後委員の選定であるとかそのあたりについては追って確認をさせていただきたいと思います。

委員）鳥羽市、志摩市とある程度、制度内容が似通っている部分があると思います。また使用用途についても幅広く書いていただいています。一方で鳥羽市、志摩市は、宿泊者が前年比 120%アップで推移しているものの、伊勢市は前年比 100%、もしくは月によっては前年比を割っている状況です。そのような状況で宿泊税を導入していく中で、宿泊施設の状況が鳥羽市や志摩市とは若干違うと思いますので、使途のところに関しては、宿泊施設に手厚くしていただく形で伊勢市には考えていただきたいと思います。

委員）特別報償金に関しては検討の余地はあるのでしょうか。

委員長）今お示しをいただいているのが期限内申告納付額の 2.5%ということですが、これについては検討の余地があるかどうかということですが、いかがでしょうか。

事務局）他事例でも時限的に 3%というのはあります。ただ何らかの理由があるということになります。委員から高齢の方々が多いという特性のヒントをいただきましたが、いろんなご意見をいただきながらの協議がまず前提になってくるかと思っております。できるかできないかといえば、全国的な事例としてはありますので、全くできないという話ではないということがお答えになると思います。

委員長）全国的な状況について、副委員長や事務局などでご存知の範囲、参考になりそう状況があれば教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局）近年の導入自治体の事例を少し述べさせていただきますと、例えば松江市は 2.5%で初年度のみ 3%、高山市は 3%となります。また、宮城県や長野県では 2.5%で、電子申告でブラ

ス0.5%のような取り組みがみられます。北海道や釧路市は2.5%ですが、当初5年は3%というような事例もございます。

委員長) この検討委員会で答申案として、制度内容の案の部分、説明資料の28ページが非常に大事になってくる、これが骨子になってくるとおもいますが、特別報償金のところの書きぶりはどこまでとなりますでしょうか。

委員) 事務局としては報償金を2.5%ということなんですけど、それぞれの宿泊事業者で200円の徴収方法はどのような方法を考えていますか。

事務局) 徴収方法は、現金、クレジット決済など宿泊事業者に選択いただくことを考えています。

委員) 今はクレジット決済が非常に多くなっています。クレジットカードがダメでも二次元コードなどでの決済を選択できる場所もあると思います。その場合、宿泊税の200円も、お客さんとしては「宿泊料金と同じでクレジットや二次元コードで一括で支払います」と、普通に言われると思います。お客さんから代金徴収する事業者側が「宿泊税のみ現金で200円ください」というシチュエーションが取れるかどうか。これを徴収側で判断してくださいというのは、あまりにも無責任だと思います。宿泊代と一緒に200円もお支払いしますということになると、クレジット決済あるいは二次元コード決済だと当然手数料がかかるわけです。手数料についていくぐらいを想定されているのかわかりませんが、どのように考えていますか。

事務局) クレジットカードの手数料は3%、5%、あるいは高いものだとカード会社によっては10%程度のものもあろうかと認識しています。

委員) そのように認識されているということは、徴収事業者の方がマイナスになるということですね。それをもとに2.5%を考えているのであれば、それは徴収する側に丸投げであってあまりにも無責任だと思うんですよ。徴収する側のことをしっかりと考えてほしい。カードで徴収した場合は事業者側が手数料を払うということは事業者の持ち出しになるので、それは考え方として全く違うと思うのではないかと思うので、もっと議論というか、検討していただくべきだと思います。

委員) 組合で説明したときに、カードでのお支払い時に、宿泊税のみ現金でくださいということは、特にホテルなどは事前決済で非常に言いにくいからどうやって集めましょうか、という声がありました。特に関東の方はほとんどカードで、現金を持ち合わせていない客も多いです。それから10%近い高い手数料のところでは、自分の持ち出しになるということを委員が言っていたいたが、徴収側が、お客様の手数料までも支払うことも含めてご協議いただきたいと思います。

事務局) 特別報償金につきましては、総務省協議の際に、3%もしくはそれ以上であれば、その考え方が説明できるものなのかということも、問われてくると思います。そのようなところも含めまして、事務局案としましては、用途の中で宿泊施設への補助金や、改修についての支援を図っていければと考えています。

委員) 市が案という形で出してくるものが、次の会議では決定事項のような資料になっている。特別報償金にしろ、見直し期間の5年にしろ、案であれば、次の会議では「検討中」として出していた

きたい。委員以外の者から「もう決まっているのではないか」と言われると、委員としては何も言えない。第4回検討委員会が2月にありますが、そのときでも検討中の内容であれば、検討中という形でいいのではないかと思います。2回目会議の内容も報道に出ており、「全て同意を得ています」とか、決定という見え方になっておりました。「まだそういう段階ではない」と説明をしますが、「ああいう形で報道に出てたじゃないかですか」と言われてしまいます。

伊勢市) 第2回検討委員会ときは報道が撮影に来られて、会議内容等も放送されました。長い説明をした中での一部の放映ということで、ご理解いただきたいと思います。制度内容の案につきましては、ご意見をいただいたものを含めて、第4回検討委員会に繋げるということで考えておりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

委員長) 条例の中への位置づけについては、副委員長から少し補足をいただいてよろしいでしょうか。市町の事例として、特別報償金についてどのように記載するかということですが。

副委員長) これは事務局のほうが総務省との協議のなかで詳しいかもしれませんが、まず前提として、宿泊税を徴収するときには徴収条例を定めます。その中で税額などを定めることになりましても、各地の事例を見ていると、徴収条例とは別に、例えば金沢市では金沢市宿泊税特別徴収事務交付金交付要綱の中で1,000分の25というような額としています。倶知安町でも同じようにされています。さらに時限で特別報償金の額を増額されているというのは、要綱の中の附則で、例えば特例措置のような形で1,000分の25を1,000分の30に時限を限って位置づけることを書かれているという状況です。

委員長) ありがとうございます、まず制度上は、条例の文言と要綱の文言を使い分けるということで、特別報償金の書きぶりが違っているということでもありますけど、委員からの質問があった点で、特別報償金については、検討委員会で整理をしていなかったと思います。事務局から妥当な案として示していただいていると思いますが、答申案にはご指摘があったことは当然書き添えていくことになると思いますけれども、間に合えば、第4回検討委員会までに他市町の特別報償金のあり方についても整理をしておけるといいのかなと思います。先ほど事務局からの補足で、使途の中で補助金等として出すというニュアンスでお受けしましたけれども、この点は検討委員会で決めにくいところでもありますので、答申案の中ではその文言をどういうふうに反映し、確実に反映することができるかということを検討いただきたいと思います。

委員) 私も宿泊税の導入に関しては、方向性としては賛成ですというお話をさせていただきました。その前提は、徴収をするその宿泊施設が、どういう形が一番いいのかということが大前提だと思います。現場では現金だとかあるいはクレジットだとか様々な支払い方法があるわけですが、間違いなくクレジット決済が多くなってきているわけです。それであればそれを前提として、どういう制度内容にするかということを考えないと、現金だけで想定しても宿泊事業者の負担が増えるだけのことなので、そのあたりのことはヒアリングをするなりするなかで徴収側の現状を十分検証していただく方がいいと思います。

委員長) 今回の議事録にもしっかり残しながら、私からご提案申し上げますが、第4回検討委員会の答申案のご検討の際には、特別報償金について2.5%ありきではなく、少し現場の状況も踏まえた案をご説明いただければと思います。事務局からの冒頭に説明にありました、使途の中で補助

金等をということであれば、そこを答申の中でどこまで明確にできるかといったところも含めてご説明をいただくということでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次回にお預かりをさせていただきたいと思います。

委員) 説明資料 9 ページについて、宿泊税の導入自治体に北海道もあり、札幌市、釧路市もあるが、どちらが優先されるんですか。

副委員長) 市税と道税と二重で徴収されます。伊勢市でも、仮に三重県が導入した場合、例えば伊勢市が 200 円、三重県が 200 円とすれば、宿泊者の負担が 400 円となります。ちなみに、説明資料 8 ページに掲載されている福岡県と福岡市、北九州市は、足並みを揃えて同じ施行年月日（令和 2 年 4 月 1 日）に導入しています。この場合は福岡市と北九州市以外に宿泊する場合は、県に 200 円支払います。福岡市内、北九州市内に宿泊する場合、福岡市は 2 万円以上で税額が異なりますが、福岡市、北九州市に宿泊税を支払って、そのうちの 50 円が福岡県の分として市から県に納めるような形です。福岡方式では、同じタイミングに導入したので、福岡県内のどこに泊っても 200 円で、その内訳が市によって違うという状況ですが、北海道は別のタイミングで導入することになりましたので、二重徴収になります。

委員) 第 1 回宿泊税検討委員会でも、「三重県は大丈夫ですね」とこの会議でも言ったと思うんですけど、伊勢市、鳥羽市、志摩市も 200 円と決まった場合、三重県が独自で徴収することになると、300 円なり 400 円になりうるということは、伊勢市としては止めようがないんですね。

事務局) 協議の部分もあると思いますけれども、基本的にはそうと思います。

委員長) 第 1 回宿泊税検討委員会でも三重県の動向については意見がありましたが、あくまでも伊勢市としての検討というのが、この検討委員会の役割と共有をさせていただいております。三重県の今後の動きは予想できませんが、本検討委員会としてはあくまでも伊勢市として独自に税収を立てていくということになります。

事務局) 特別報償金もそうですけれども、あくまで各自治体、市税であれば市の条例で定めようとすると、関係者協議や総務省協議の場を伴います。推測になりますが、例えば県が宿泊税を進める際に、先行の市町との関係は調整事項となる可能性が高いのではと思いますので、全て県が独自に力づくで決定していくという疑問に思います。特別報償金についても、独自に高い%で提言したけれども、総務省協議の結果下げられたということも聞いたことがありますので、導入自治体単独で全てが決まるものではないということが大前提にあることを補足させていただきたいと思います。

委員長) 私から申し上げられることも限られるんですけれども、この検討会の場では三重県がどうするかということは一旦外して考えてよいかと思います。当然同じような議論は、県のレベルで行われるわけですので、その際にいろいろご意見が出てくるかと思いますが、伊勢市としては、志摩市、鳥羽市も含めてですが、先行的に導入をしていくということで一歩先んじている点をご理解いただきつつ、ご検討くださればと思います。

委員) 特別報償金の件について、事務局で調べていただくと思うが、先行事例の中で宿泊税だけ現金でというところがあるのかどうかというのは、調べるのが難しいのかどうか。それと自治体の中には上

限を設けているところもありますよね、説明資料に記載がないので、上限はつけないというイメージでよかったですでしょうか。

事務局) その通りです。

委員) 説明資料 15 ページの入館料の整理について、他市町の事例について、とるのか、とらないのかが何回読んでも理解ができません。入館料に関しては、伊勢市としての考えを、第 4 回までに検討していただくようお願いしたいです。クレジット等の手数料の話もそうだが、伊勢市と旅館が膝を突合せて話をしないと解決しないと思います。日々の営業の中でいろんな部分にイレギュラー対応が発生してくる。不履行が起こったら 50 万円の罰金と書いてあると、余計に慎重にならざるを得ない。お客さんの中には、いかにお金を払わずに旅館を出たいという方もおりますので、もう一度見直していただくようお願いいたします。

事務局) ありがとうございます。この辺りにつきましては、また逐一、検討会が終わりましても組合さんと膝をつきあわせていろいろお話をさせていただきたいと思っております。

委員長) 先行自治体においても、条例のみならず要綱や運用のための Q A を定めて細かく規定しているということかと思っております。条例と要綱については、我々の答申を持って具体的に検討されていくということになりますので、今いただきましたご指摘については、本検討会としましては、報告書あるいは議事録の中にしっかり残しつつ、条例策定の段階、あるいは要綱策定の段階でご検討いただくこととして承りたいと思っております。多岐にわたってご意見が深くなってまいりましたが、時間に限りが見えてまいりました。本日は冒頭に 3 点の論点整理をお願いいたしました。1 点目は、宿泊税の目的および用途、2 点目に税率、そして 3 点目に課税免除、免税点の方針について、伊勢市のご提案を踏まえてご意見をいただいたところです。ただ、頂戴したご意見の中には、その 3 点のみならず特別報償金や入館料についても、答申を示す段階で、ある程度詳細を補足できればということをございますので、その点については第 4 回検討委員会でもご提示をお願いしたいと思います。本日皆様最後にもう一度ご確認いただきたいのは説明資料 21 ページの使用用途の方向性や三本柱の内容、また 28 ページの制度内容の案につきまして、皆様方のご了承をいただけますでしょうか。なお多岐にわたりますので、内容につきまして議論を制するつもりはございません。次回の本会議の議論も含めまして、細かい点についても御意見を賜りたいと思っております。

委員) 私も基本的に反対ということではないですが、次回の検討委員会の 2 月 26 日までのどこかの時点で宿泊事業者のご意向等をヒアリングするような考えはお持ちでしょうか。

委員長) これまでのヒアリングに加えて、答申案に対するヒアリングというご理解でよろしいですね。

委員) そうしないと結局、委員以外の宿泊事業者から、どうしてこんな数字が出てきたんとか、これは決定していることなのか、あるいはもう少し厳しいご意見等を受けることになることが容易に想定されます。伊勢市として、以前していただいたようなアンケート的なものをもう一度出していただけるのか、出した上で無回答ということであれば基本関心がないということにもなるのかなと思っておりますが、何も実施していない中で税額 200 円とか報償金 2.5%ですとか見直しは 5 年後ですとかになっていくと、そんな話は聞いていないとおっしゃる方も出てくると思います。

事務局) 本検討委員会に3つの組合から出席いただいておりますが、各組合にご相談させていただいて、求めに応じて対応していきたいというふうに考えます。

委員) 今後の検討委員会後のスケジュールについても、時期的な目途というのはお持ちだと思います。日程も何も書いていただけていないのですが、答申や市議会の説明の目途をどのように考えているかをお示しいただいた方が現場は安心しやすいと思います。

事務局) 今後のスケジュールについては、説明資料31ページをご覧ください。検討委員会のスケジュールとなりますが、第4回検討委員会を2月26日に開催させていただきたいと考えております。その中では本日の議論でいただきました課題に対する事務局としての考え方に加えまして、答申案のお示し、また全体の報告書をお示しさせていただく場と考えております。説明資料32ページについては、本検討委員会後のスケジュールとなります。実施する事項としては、まずは検討委員会としての答申を市に対して行っていただく。その後、伊勢市から市議会への説明、市民に対して意見を聴取するパブリックコメントを実施いたします。その後、市議会に条例案を提出し、お認めいただけましたら、総務省協議に入っていく流れとなります。具体的な年月につきましてはまずパブリックコメントの実施を令和7年3月頃に実施したいと考えております。パブリックコメント等を踏まえて最終的な条例案の議会への提出は、令和7年6月議会を予定しております。議会で認めていただきましたらという前提になりますが、議案の可決後、総務省協議に入っていきます。協議には3ヶ月程度かかるかと聞いておりますので、6月議会以降、総務省協議を実施していき、来年度の下半期が中心となると思いますが、事業者への詳細な制度内容の説明、観光客への周知を実施する予定しております。全てにおいてあくまで最短で進んだ場合、お認めいただけただけの場合という前提ですが、このようなスケジュールを考えているところでございます。あくまで予定ということでご理解いただけたらと思います。

委員長) 今後事務局には具体的な答申案やこの検討委員会としての報告書も作成していただき、次回の検討委員会で素案をお示されることと思います。いただいたご意見への対応や説明会の実施につきましては事務局ともご相談をしながら、ご説明等もしやすい体制を作っていきたいと思っております。その方法についてはまた検討させていただきたいと思っております。本検討委員会としましてはこれまでの議論を踏まえた答申案、報告案の準備を進めてもらうことに関しまして、同意をいただきたいと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

各委員) 異議なし

板井委員長) ありがとうございます。今後のスケジュールについては、先ほどご説明ありましたが、事項書の3にその他がございまして、事務局、何かございましてでしょうか。

事務局) 議事の中でもご説明申し上げましたが、第4回検討委員会は2月26日午前中を予定させていただきたいと考えております。また別途ご案内をさせていただきたいと考えております。また今日ご審議いただいたなかで宿題が一部あるかと思っておりますけれども、使用用途と制度容案の一部を除き、全体的な方針について同意いただきましたことから、答申案や報告書の作成も併せて進めていきたいと思っておりますので、お忙しい中大変恐縮ですが、お目通しをいただきたいと思います。以上でございます。

委員長） ありがとうございます。予定していました議事につきましては以上でございます。本日はありがとうございました。新しい年になりますけれども、どうか検討がより良い年に繋がりますようにご祈念を申し上げまして、本日の委員会を閉じたいと思います。ご協力ありがとうございました。